

【要求水準書】に関する質問に対する回答

質問数合計38問

No.	ページ	項番	項目名	質問内容	回答
1	6	1.5.4 (5) ②	部門責任者の要件	「水道工務関連業務については、土木施工管理技士（2級以上）を保有する者、且つ給水装置工事主任技術者の資格を有する者」とあるが、部門責任者及び副部門責任者がそれぞれ一方の資格を有することで補完できないか、ご教示ください。	要求水準書6ページに示しております業務責任者が【料金等関連業務】【水道工務関連業務】【下水道工務関連業務】のうち、一つの部門に限り部門責任者を兼ねることとで補完するか、資格に関連する業務に対する部門責任者を複数名配置するかの何れかで対応可能です。
2	6	1.5.4 (5) ③	部門責任者の要件	「下水道工務関連業務については、土木施工管理技士（2級以上）を保有する者、且つ排水設備工事責任技術者の資格を有する者」とあるが、部門責任者及び副部門責任者がそれぞれ一方の資格を有することで補完できないか、ご教示ください。	要求水準書6ページに示しております業務責任者が【料金等関連業務】【水道工務関連業務】【下水道工務関連業務】のうち、一つの部門に限り部門責任者を兼ねることとで補完するか、資格に関連する業務に対する部門責任者を複数名配置するかの何れかで対応可能です。
3	6	1.5.4 (5) ③	部門責任者の要件	「下水道工務関連業務については、下水道法第22条に規定する資格を有する者で」とあるが、下水道法第22条第1項及び第2項ともに該当する者としているのか、ご教示ください	下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者となります。
4	28	4.2.4	(2) 納額告知書・督促状・催告状の作成及び発行、発送等	督促状及び催告状は、発行及び発送した履歴がわかるよう記録を残すこと。と記載されているが、想定されている記録方法について、ご教示ください。	納額告知書を含む、督促状及び催告状の発行及び発送履歴については、発行及び発送した日時や場所が上下水道料金調定システムなどの電子記録で確認できることを想定しています。
5	35	4.2.7	(1) 水道メーター出庫等	出庫後の水道メーターは、設置場所又は所在が確認できるようデータを作成し随時更新する。となっているが、出庫後の水道メーターの所在データの作成及び更新で所在データとは何を指しているか、ご教示ください。	所在データとして、（水道メーター入庫）局倉庫→登録→（出庫）→設置場所住所→（水道メーター取り外し）→局倉庫→（水道メーター売却）登録削除。確認時点で水道メーターがどこにあるか又は状況が確認できるデータを指しています。

【要求水準書】に関する質問に対する回答

質問数合計38問

No.	ページ	項番	項目名	質問内容	回答
6	35	4.2.7	(2) 水道メーター管理	水道メーター取替等で取り外した水道メーターは、必ず発注者へ返却し、返却した水道メーターの報告を発注者が指定した内容で実施する。と記載されているが、取り外した水道メーターは、検定有効期間内であっても再取付けは不可という事かご教示ください。 また、再取付け不可の場合、使用予定個数は再取付け分も想定した個数算定が必要か、ご教示ください。	水道メーター再取り付けは可能です。ただし原則検定有効期間が1年未満の場合においては、再取り付けを実施するべきではないと考えています。
7	37-38	4.3.1	(1) 給配水管維持管理業務	①～⑧までの業務に「排泥弁の確認作業」が含まれていませんが、その業務は含まれていないと理解して良いかご教示ください。	要求水準書40ページ、項番4.3.1(3)⑤に記載されており業務に含まれています。
8	38	4.3.1 (1)	③消火栓の修繕及び改良工事	消火栓の設置個所と修繕計画予定表をご教示ください。	消火栓の修繕及び改良については、年度初めに発注者との協議の上、受注者が計画予定表を作成することになります。
9	38	4.3.1 (1)	④配水ブロック管理メーター交換業務	配水ブロック管理メーター交換業務の更新計画を立てる上で必要とする、各ブロックメーターの諸元、設置年度若しくは直近の交換年度をご教示ください。	【資料2 別紙管理メーター一覧表】を公表しますので、参照願います。
10	39	4.3.1 (1)	⑨費用	履行期間の上限額、1,691,528,250円（税抜）の積算内訳（根拠数量）及び労務費・資機材の単価適用年度をご教示ください。	給配水管維持管理業務の年間の積算内訳は以下のとおりです。給水管切替工事188件、給水管改良工事206件、その他修繕業務一式、消火栓改良1基、消火栓修繕1基、待機料昼間25件、待機料夜間2件、配水管改良工事に伴う仮設給水工事の対象本管延長3752m（仮設資材は別途支給とし本業務委託に含まない）。労務費・資機材の単価適用年度は、令和6年度となります。
11	40	4.3.2 (1)	①定期点検保守業務	「緊急遮断弁については、メーカーによる内部点検を実施すること。」とありますが、費用は固定費に含まれるのか変動費に含まれるのか、ご教示ください。	変動費に含まれています。

【要求水準書】に関する質問に対する回答

質問数合計38問

No.	ページ	項番	項目名	質問内容	回答
12	41	4.3.2 (1)	③水道施設監視制御クラウドシステム構築業務	水道施設監視制御クラウドシステム構築の費用負担は、受注者が負担するものか、また受注者が負担する場合は、固定費若しくは変動費のどの項目に含まれるのかご教示ください。	受注者が費用負担の上、水道施設監視制御クラウドシステムを構築するものとし、その費用は変動費に含まれています。
13	42	4.3.2 (2)	②費用	履行期間の上限額、146,657,080円（税抜）の積算内訳（根拠数量）及び労務費・資機材の単価適用年度をご教示ください。	施設・設備等修繕業務の年間の積算項目は以下のとおりです。電気計装設備更新業務一式、水道施設監視制御システム(クラウド)更新工事一式、旧喜友名分岐テレメータ移設工事一式、配水ブロックシステム修繕業務一式、緊急遮断弁内部点検業務一式、その他水道施設修繕業務一式。労務費・資機材の単価適用年度は、令和6年度となります。
14	44,122	4.3.4及び 別紙9	(1) 水質検査	別紙9における水質検査について、検査対象箇所をご教示ください。 また、PFHXSほか7物質についても全箇所を実施するのか、ご教示ください。	別紙9における1～5及び7については、①上原児童公園、②ながた児童公園、③嘉数高台公園、④大謝名児童センター、⑤ゆうひ児童公園、⑥普天間中学校、⑦野嵩二丁目地内の7箇所での検査となります。6（PFHXSほか7物質）については、①上原児童公園、②大謝名児童センター、③ゆうひ児童公園の3箇所での検査となります。
15	48	4.4.1 (1)	②修繕業務	定期的に点検し適切に修繕を行う、水路内に設置されているスクリーンやゲート等が設置されている箇所（場所）をご教示ください。	【資料3 台風事前確認清掃場所位置図】を参照願います。
16	48	4.4.1 (1)	③清掃業務	「定期的に下水道敷の草刈り、立木の剪定、清掃を年2回以上行うこと。」とありますが、その対象箇所をご教示ください。	【資料4 草刈位置図】を参照願います。
17	49	4.4.1 (1)	⑤費用	履行期間の上限額、1,044,820,000円（税抜）の積算内訳（根拠数量）及び労務費・資機材の単価適用年度をご教示ください。	・年間の汚水維持管理の積算内訳は、汚水樹設置工：90基、人孔嵩上(取替)工：25基、舗装修繕工：一式、汚水枝線工：一式です。 ・年間の雨水維持管理の積算内訳は、人孔嵩上(取替)工：15基、舗装修繕工：一式、転落防止柵設置工：一式、開水路浚渫工：一式です。 ・労務費及び資機材単価の適用年度は、令和6年度となります。

【要求水準書】に関する質問に対する回答

質問数合計38問

No.	ページ	項番	項目名	質問内容	回答
18	51	4.4.1 (3)	③費用	履行期間の上限額、111,900,000円（税抜）の積算内訳（根拠数量）及び労務費・資機材の単価適用年度をご教示ください。	・下水道管清掃及びカメラ調査業務の年間の積算項目は、管内清掃工(揚泥車：土砂深20%)：一式、管渠内TVカメラ調査工(本管)：一式、土砂処分工(揚泥車運搬)：一式、不明水調査(管渠内TVカメラ調査工)：一式です。 ・労務費及び資機材単価の適用年度は、令和6年度となります。
19	52	4.4.2 (1)	③支援業務	「※点検・調査の実施頻度については、別紙10を参照」とあるのは、別紙11-1であるものと解しますが、この点検・調査は4.4.2施設管理業務（1）ポンプ場管理業務に含まれるのか、4.4.10-4（2）下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査業務に含まれるのかご教示ください。	貴見のとおり、別紙11-1を指します。 また、この点検・調査はポンプ場管理業務に含まれるものですが、下水道ストックマネジメント計画の基礎資料として活用できるものと認識しております。
20	52	4.4.2 (3)	②費用	履行期間の上限額、100,510,000円（税抜）の積算内訳（根拠数量）及び労務費・資機材の単価適用年度をご教示ください。	・施設管理業務の積算項目は、ポンプ場分解整備費：一式、ポンプ点検整備：一式です。 ・労務費及び資機材の単価は、見積金額を採用しております。
21	54	4.4.3	(2) 下水道台帳システムデータ登録・更新業務	上水道設備情報データ登録更新業務については、P44 4.3.3（4）で示されておりますが、下水道設備情報データ登録更新業務についての業務分担をご教示ください。	要求水準書から記載が漏れておりました。水道工務関連業務と同様、受注者での対応となり、業務に係る費用については、予定価格に含まれております。 ※以下、要求水準書54ページ追記内容 (4)設備情報データ登録・更新業務 受注者は、施設・設備等修繕業務にて実施した施設・設備等の修繕情報を下水道設備台帳システムに登録すること。
22	58	4.4.8	(2) 除害施設及び特定事業場の水質検査に関する業務	「除害施設を設置している事業場及び特定事業場」の水質検査を実施する、年間予定箇所数をご教示ください。	年間予定箇所数について、除害施設を設置している事業場は30箇所程度、特定事業場は12箇所程度を想定しております。

【要求水準書】に関する質問に対する回答

質問数合計38問

No.	ページ	項番	項目名	質問内容	回答
23	60	4.4.10-2	事業期間を通じて発注者が受注者に委託する業務	P60表中の1, 3において、下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査業務があります。 【質問】 ・点検・調査業務の点検・調査内容をご教示ください。 ・上記の点検・調査内容毎に予定数量をご教示ください。	・緊急度、健全度の判定に必要な調査を実施していただきます。参考までに、過年度に策定した【資料5 宜野湾市下水道管路点検調査マニュアル】及び【資料6 過年度に発注した管路点検調査業務の仕様書】を公表いたします。 ・見積積算に係る数量は【資料7 下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査業務 積算数量】をご参照ください。令和8年度以降の点検調査予定数量は令和6～7年度で策定予定の第2期ストックマネジメント計画及び令和12年度で策定予定の第3期計画の点検調査計画に基づき実施することになります。
24	62	4.4.10-3	(5) 提案書類等	P62表中2において、（管理）（照査）（担当）技術者届については「業務ごと」と記載が有ります。改築支援業務は、以下の（1）～（3）に区分されております。 （1）下水道ストックマネジメント実施方針・計画策定（見直し）業務（2）下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査業務（3）下水道管路ストックマネジメントシステム保守管理業務 【質問】 ・上記（1）～（3）毎に、（管理）（照査）（担当）を設定するという認識で宜しいでしょうか？ ・要求水準書より、「業務ごと」の単位で、（管理）と（照査）の兼務は出来ないものと理解しますが、例えば（1）～（3）業務において、必要な資格要件を満たす同一の者を（1）～（3）の共通の（管理）として設定することは可能でしょうか？（照査・担当にも同様） ・（3）業務について、（管理）（照査）として必要な資格要件は設定されているのでしょうか？（【ポンプ場施設】、【管路施設】では資格要件が設定されておりと認識しております）	P62表中2（管理）（照査）（担当）技術者届については以下のとおり。 ・（1）～（3）毎に設定するという認識でよろしいです。 ・（2）の【ポンプ場施設】及び（3）については、（1）の管理、照査、担当のそれぞれの技術者と同一の者を設定することは可とします。（2）の【管路施設】については、その他の業務と求められる資格や業務内容が異なることから、同一の者を設定することは不可とします。 ・（3）の業務については、資格要件は設定しておりません。

【要求水準書】に関する質問に対する回答

質問数合計38問

No.	ページ	項番	項目名	質問内容	回答
25	75	(3)	下水道管路ストックマネジメントシステム保守管理業務	保守管理業務の要求水準として、以下の記載が有ります。 (ア) 受注者は、発注者がすでに導入している下水道管路ストックマネジメントシステム（ArcGIS）が常に正常に稼働するようArcGISライセンスの更新及びシステムの保守点検を行うこと。 (イ) システム内のデータのバックアップサポートを行い、故障、災害等発生後もデータ復旧が行えるようにすること。 (ウ) 受注者は、発注者の求めに応じて国・県調査物等に必要データをシステムから抽出し、発注者に提出すること。 【質問】 ・（ア）のArcGISライセンスの更新は固定費との認識で宜しいでしょうか？ ・本システムの使用に関しては、上下水道局へ使用許諾を受けるもので利用可能との認識で宜しいでしょうか？ ・導入済みの下水道管路ストックマネジメントシステム（ArcGIS）と同等の機能を有するシステムを新たに構築して業務を実施することは可能でしょうか？	・下水道管路ストックマネジメントシステム保守管理業務は固定費です。 ・貸与する本システム搭載パソコンに限り利用可能です。 ・既導入システムの運用は必須です。ただし、既導入システムの運用と併せて受託者の負担において新たなシステムを導入して使用することを妨げるものではありません。
26	64	4.4.10-3	(10)費用	「受注者が実施した業務内容に従った実費相当額」の積算に関しては、以下の考え方で問題ないかご教示ください。 ①（４）積算基準に記載されているように、「下水道用設計標準歩掛表」及び「下水道施設維持管理積算要領」等に準拠して積算する。 ②①積算に用いる設計業務委託等技術者単価及び労務単価等は、当該業務を実施した年度の単価を適用する。	貴見のとおりで問題ありません。
27	64	4.4.10-3	(10) 費用	改築支援業務における履行期間の上限額307,440,000円（税抜）について、ストックマネジメント計画に基づく点検・調査業務の積算根拠数量及び労務費・資機材の単価適用年度をご教示ください。	積算数量は【資料7 下水道ストックマネジメント計画に基づく点検・調査業務 積算数量】をご参照ください。 労務費・資機材の単価適用年度は令和6年度です。

【要求水準書】に関する質問に対する回答

質問数合計38問

No.	ページ	項番	項目名	質問内容	回答
28	75	4.4.10-4	(3) 下水道管路 ストックマネジ メントシステム保守 管理業務	すでに導入済みの「下水道ストックマネジメントシステム (ArcGIS)」を運用するうえで必要となる、ライセンス更新及び保守管理に係る費用（契約書等）を提示ください。	【別紙8 請書の写し】を公表します。
29	75	4.4.10-4	(3) 下水道管路 ストックマネジ メントシステム保守 管理業務	「発注者がすでに導入している下水道ストックマネジメントシステムが常に正常に稼働するようにライセンスの更新及び保守点検を行うこと。」とありますが、既導入システムを運用することが必須かご教示ください。 また、受託者が受託者の負担において新たなシステムを導入することも可能かご教示ください。	既導入システムの運用は必須です。 ただし、既導入システムの運用と併せて受託者の負担において新たなシステムを導入して使用することを妨げるものではありません。
30	84	別紙2	クレジットカード 及び電子決済対応	クレジットカード及び電子決済収納システム導入及び対応は、負担区分で受注者負担となっていますが、導入に掛る費用負担も受注者とするかご教示ください。	受注者と発注者が協議を経て、発注者の決定後、クレジットカード及び電子決済を導入することになります。受注者がシステム導入を負担します。
31	88	別紙2	各戸検針及び料金 等徴収に関する子 メーターに係る業 務	検定満期が経過している又は経過する1年前の子メーターについて、契約者等に対し子メーター取替の年2回以上の通知及び通知日時及び調整等の内容等記録と記載されているが、対象件数および郵送料等の費用をご教示ください。	対象件数×年2回×郵便料金を想定しています。
32	88	別紙2	契約解除	契約内容等を履行されていない場合、契約者等へ契約内容等を履行するよう通知を年2回以上実施と記載されているが、郵送料等の通信費用は予定価格に見込まれているか、ご教示ください。	予定価格に見込んでいます。
33	89	別紙2	受注者で準備する 機器等の要求水準	登録されている水道メーターの所在が即時に確認できるよう対応の実施と記載されているが、具体的にどの様なものを想定されているか、ご教示ください。	電子計算端末による記録、管理の実施を想定しています。

【要求水準書】に関する質問に対する回答

質問数合計38問

No.	ページ	項番	項目名	質問内容	回答
34	89	別紙2	受注者で準備する機器等の要求水準	将来のスマートメーター、アプリとの連携及び連動、Web 口座振替受付導入に対応、について負担区分が受注者となっているが、構築に係る費用については、別途という事で良いかご教示ください。	貴見のとおり、別途という事で良いです。
35	89	別紙2	受注者で準備する機器等及び費用	発注者が使用することができるよう受注者が準備する機器等のうち、上下水道料金調定システム端末4台及びプリンター2台を、発注者の指定する場所へ設置及び費用、と記載されているが、積算されている費用についてご教示ください。	上下水道料金調定システム端末4台及びプリンター2台については、発注者費用。受注者は設置を実施してください。
36	89	別紙2	受注者で準備する機器等の要求水準	事務所窓口収納の実施及び上下水道料金を収納した際の即時仮消込の実施、と記載されているが、仮消込結果を上下水道料金調定システムへ即時に反映させるという認識でよいか、ご教示ください。	貴見のとおり、事務窓口収納を実施した際に仮消込結果をただちに反映させるということです。
37	90	別紙2	受注者で準備する機器等の要求水準	電子データの移行及び費用、について受注者負担となっているが、電子データはどのようなものを想定しているか、ご教示ください。	現行の包括業務受託事業者が取り扱っているデータを全て移行する必要があります。
38	104	別紙2	お客さま対応業務	委託期間外の事案に関する調査、について負担区分が受注者となっているが、委託期間外とは具体的にどのような事案を想定しているか、ご教示ください。	委託業務において、委託開始日（令和8年4月1日）以前に発生した事案（例えば令和7年度に発生した誤検針が、令和8年度に発覚した等）について調査することを指しています。